

指名型競争参加者の資格に関する公示

公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター（以下「この法人」という。）は、事業の遂行を図るため、この法人が行う役務請負付託及び業務外注（請負付託又は委託）に係る指名競争契約及び指名型プロポーザル評価契約（以下「指名型競争」という。）について登録業者制度を採用しています。

この度、2024・2025・2026年度において、この法人が行う指名型競争に参加する資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

2024年1月29日

公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター

1. 業種の種類

指名型競争に参加する資格を得ようとする者の業種の種類は、次のとおりです。

業 種 区 分	具 体 的 内 容 (例 示)
内 外 情 報 調 査	法制度（安全規制・基準調査を含む。）、処分事業、研究開発状況等に関する国内外情報調査、合意形成、意識調査等
処 理 ・ 処 分 技 術 調 査	処分施設建設、廃棄体製造、溶接技術、ハンドリング、検査技術、輸送設備、閉鎖、材料評価、シミュレーション、モニタリング技術、記録保存、品質管理、処理技術等
地 質 環 境 調 査 ・ 評 価	地形、地質、岩盤、水理・水文、地球化学等の調査、評価及び関連技術
安全評価・性能評価	安全評価、処分システム性能評価
設 計 ・ 製 作	試験研究設備（処理施設、処分施設）、輸送設備(ハンドリング設備を含む。)等の設計・製作
分 析 ・ 測 定	核種分析、化学分析、放射線計測技術、ベントナイト・セメント・金属の物性測定等
ソフトウェア作成	コンピュータ・プログラミング、データ・ベース管理システム、インターネット等
情報素材の加工	ホームページ、パンフレットコンテンツ等の企画・製作

2. 申請を受付ける期間

「指名型競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）を受付ける期間は、2024年1月30日から2024年2月28日までとします。

なお、上記期間（定時受付）以降についても、申請書の受付は随時行っています。

3. 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

申請書は、インターネット上で下記のホームページアドレスにアクセスし、申請書の様式をダウンロードして下さい。

(申請書の記入については、同ホームページに掲載の「指名競争参加の資格に関する公示、登録業者名簿及び指名基準に関する取扱要領」等及び「記入例」をご覧ください。)

原環センターのホームページアドレス https://www.rwmco.r.jp/
--

(2) 申請書の提出方法

- ① 申請書の提出は、全て「書留郵便」とし、2024年2月28日迄に必着のこと。
(2024年2月29日以降に到着した申請書は、随時扱いになります。)
- ② 申請書は、業種区分毎となります。(例 内外情報調査)
- ③ 申請書へ添付する書類
 - イ 営業経歴書
 - ロ 登記事項証明書の原本(法人の場合)又は住民票の原本(個人の場合)
但し、希望業種が複数の場合は、主業種に添付のこと
 - ハ 財務諸表類(2024年1月1日(以下「審査基準日」という。)の直前の
営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類)又は申請者
が個人である場合にあっては、これに類する書類
- ④ 封筒の表に赤字で「希望業種」と「指名型競争参加資格審査申請書」在中と明記して下さい。
- ⑤ 送付先
〒104-0044
東京都中央区明石町6番4号 ニチレイ明石町ビル12階
公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター 総務部 (宛)

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

- ① 申請書等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付して下さい。
- ② 申請書等の金額表示について邦貨に換算する必要がある場合は、審査基準日における出納官吏事務規定(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載して下さい。

4. 競争に参加することができない者

次に掲げる欠格要件に該当する者は、申請書を提出することができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) この法人に関し、次に掲げるものの一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者を含む。）
 - ① 契約の履行に当たり故意に調査等を粗雑にし、又は調査等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 申請書及びその添付書類の重要な事項について虚偽の事実を記載し、又は重要な事実について記載しなかった者

5. 資格審査結果の通知

指名型競争参加資格（業種区分別）の審査結果は、申請者へ通知（郵送）致します。

6. 競争参加資格認定の有効期間

指名型競争参加資格認定の有効期間は、2024年4月1日から2027年3月31日までの期間になります。

7. その他

「指名型競争参加資格審査申請書の記載要領」等の関係規定の掲載。

以 上